

第6章 留学

外国の大学院に留学を希望する場合、本人にとって教育上有益であると認められるときは、大学院委員会に諮り、学長が許可します。留学を希望する者は所属する専攻代表委員の許可を受けた後、評価・大学院担当副学長に留学願を提出してください。なお、留学期間中は本学に在籍料の納付が必要となります。

●留学の期間

留学の期間は原則として1年間とします。ただし、特に必要と認める場合は、大学院委員会の議を得て、引き続き1年に限り、留学期間を延長することができます。留学を許可された者については、1年を限度として、留学期間を大学院学則第2条に定める在学年限に算入することができます。

●単位認定

留学先の大学院において修得した単位の認定は次のとおりとなります。

- (1) 留学先の大学院において修得した単位数のうち、認定される単位数は修士課程・博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位を限度とする。
- (2) 学生の所属する専攻の議を経たのち、当該科目の修得単位を本学大学院の修了に必要な単位として認定する。
- (3) 留学先の大学院で修得した単位の認定を希望する場合は、留学前にあらかじめその授業科目の履修につき、所属する専攻において指導を受けておく。
- (4) 留学により修得した単位と委託聴講制度により修得した単位との合計は10単位を超えないものとする。